

秋田市食育推進計画

～ 元気なあきたは食事から ～



平成24年3月
秋田市

はじめに



秋田市は、秋田県のほぼ中央部に位置し、県都として県内の経済・産業の集積地、また北東北の拠点中核都市として重要な役割を担う一方、東には霊峰太平山を擁する出羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がる、緑豊かな都市でもあります。

豊かな土壌を活用した米づくりが盛んで、古くから米どころとして名高く、おいしいお酒の産地としても知られており、東北3大まつりの一つとして有名な竿燈は、提灯を下げた竿燈を稲穂に見立て五穀豊穡を祈るという意味も持っています。

また、米だけではなく、四季折々の農産物や食材にも恵まれ、地域の行事とも結びついた地域独特の食文化が根付いており、日々の食卓からもふるさと秋田の素晴らしさや季節の移り変わりを感じることができます。

しかしながら最近では、自然豊かな秋田市にあっても、田んぼや畑といった食物を作っている現場とその仕事に携わる人々などからの距離が遠くなりつつあります。

季節に関係なく、一年中手に入る食材が増え、また、24時間いつでも・どこでも、好きな物を好きなだけ食べることができる便利な社会になったことで、食べ物があることのありがたさ、食物を作る農家の方達、食事を作ってくれる家族への感謝の気持ちが薄れつつあるのではないのでしょうか。

食は、私達が生きていくうえで必要な栄養をとるためのものであることは勿論ですが、自然や文化を感じ考える豊かな心を育てるためにも、欠かすことのできないものです。

今一度、自分の「食」を見直すことで、秋田市の魅力を再発見してみませんか。
この計画は、そのための契機として策定したものです。

平成24年3月

秋田市長 穂積 志

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の基本的方向性	3
4	計画の全体構成	3
5	計画推進の指標	4
6	計画の期間	5

第2章 計画の基本的方向性

1	食を通じたコミュニケーション	6
2	自然の恩恵などへの感謝・環境との調和	7
3	地域の食文化への理解	8
4	食の安全・安心	9
5	望ましい食生活	10

第3章 ライフステージに対応した食育

1	乳幼児期 (0 ~ 5 歳)	12
2	学童期 (6 ~ 12 歳)	13
3	思春期 (13 ~ 18 歳)	14
4	青年期 (19 ~ 39 歳)	15
5	壮年期 (40 ~ 64 歳)	16
6	高齢期 (65 歳以上)	17

第4章 食育推進の取組

1	家庭における食育の推進	18
2	保育所、学校などにおける食育の推進	19
3	地域における食育の推進	20
4	本市の主な取組	21

資料編	25
-----	----

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

「食」は、私たちが生きていく上で欠かせないものであり、健康に暮らしていくための基本となるものです。

しかしながら、食べたいものをいつでも・どこでも食べられる便利で豊かな社会になった一方で、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や、地域の食文化の喪失などの様々な問題が生じているほか、「食」への安全・安心に対する信頼を低下させるような事件や事故も相次いでいます。また、食料自給率の低下も話題となっています。

このような状況の中で、自分の「食」のあり方や、「食」を取り巻く問題への関心が高まってきています。

そこで、本市においても、市民が生涯にわたって健全な精神を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を、日々の生活の中で一人ひとりが意識し、また、協力し合いながら推進するための基本となるものとして、本計画を策定することとしました。

国や県の「食育」

国は、食をめぐる現状に対処し、食育を国民運動として推進することとして、平成 17 年に「食育基本法」を、平成 18 年に「食育推進基本計画」を定めました。

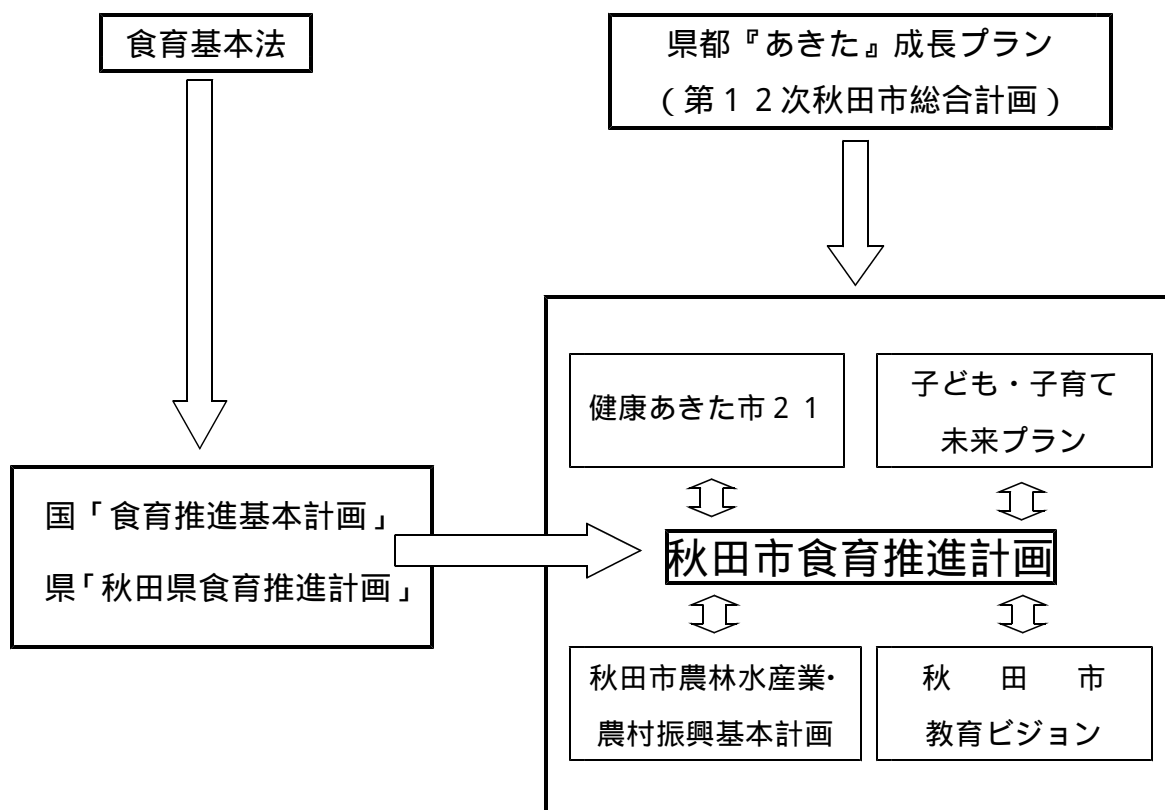
また、秋田県でも、平成 18 年に「秋田県食育推進計画」を策定して、食育の普及啓発等に取り組んでいます。

国の「食育推進基本計画」、県の「秋田県食育推進計画」のいずれも、平成 23 年度からは第 2 期計画に移行しており、引き続き「食育」の充実に努めていくこととしています。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「食育推進基本計画」、および県の「秋田県食育推進計画」を基本として、元気な秋田市づくりに向けた食育の推進にあたっての基本的な考え方や心がけたい行動を取りまとめたものです。

本計画の位置付けは、次のとおりです。



「食育」の語源は？

一説としては、明治時代の陸軍薬剤監であった石塚左玄（さげん）が著した書物「食物養生法」が上げられており、この中に、「体育智育才育は即ち食育なり」（体育も智育も才育も、食育にある）という記述が出てきます。

左玄は、健全な心身の育成には食事が大きな影響を与えると考え、食育の大切さを述べています。

3 計画の基本的方向性

本市の食育推進計画の目標となる「基本理念」と、目標達成のための大局的な方向性である5つの「基本方針」を、次のように定めます。

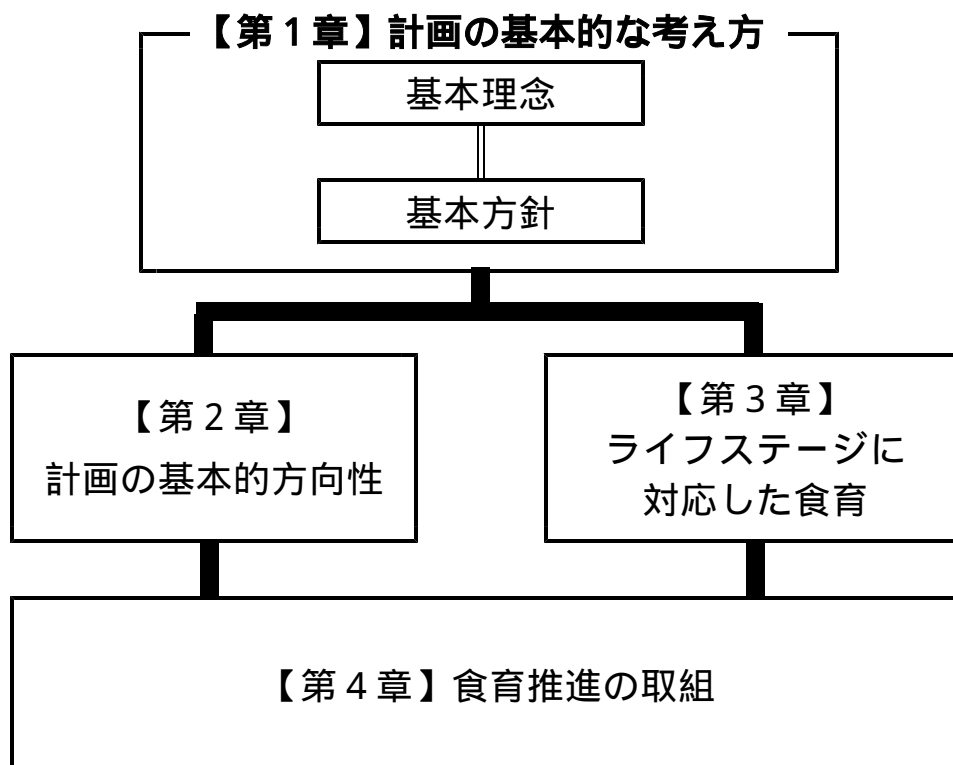
基本理念：元気なあきたは食事から

<基本方針>

- 1 食を通じたコミュニケーション
- 2 自然の恩恵などへの感謝・環境との調和
- 3 地域の食文化への理解
- 4 食の安全・安心
- 5 望ましい食生活

4 計画の全体構成

本計画の全体構成は、次のとおりです。



5 計画推進の指標

食育は、非常に幅広い分野にわたるものであるため、本計画より先に策定された本市の他の計画にも、食育に関連する内容や着眼点による取組を見つけることができます。これらの計画では、それぞれ数値目標を定め、既にその実現に向けた取組を進めているところです。

そこで、これらの目標を本計画の指標としても設定し、その基となる計画において進捗管理を行いながら、達成を目指していきます。

項 目	現状(年度)	目標(27年度)
1日1回はみんなで食事をする割合 1週間の間に「朝食または夕食など毎日1回以上はみんな(複数)で食事をした」と回答した割合 <関連計画・調査：「秋田県食育推進計画」・3歳児健診 保護者へのアンケート調査>	79.6% (22年度)	90.0%
朝食を食べない児童の割合 小学生の朝食欠食率 <関連計画・調査：「県都『あきた』成長プラン」(第12次秋田市総合計画)>	2.2% (21年度)	0%
何でもよく食べる子どもの割合 「食事をよく食べる」または「普通」と回答した保護者の割合 <関連計画・調査：秋田市3歳児健診 保護者へのアンケート調査>	71.0% (22年度)	77.0%
地域食料自給率(カロリーベース) 1人1日あたりの供給熱量における地域産熱量の割合 <関連計画・調査：「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」>	34.0% (21年度)	39.0%
学校給食における市内産野菜の供給率(重量ベース) 学校給食に使用する野菜における市内産野菜の重さによる供給割合 <関連計画・調査：「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」>	8.8% (21年度)	24.0%
食育にかかる教職員研修会の講座数 小中学校の食育に関する教職員の資質向上にかかる教職員研修会の実施講座数 <関連計画・調査：「子ども・子育て未来プラン」>	1講座 (20年度)	2講座
食育に関する学校訪問数 小中学校における食育の充実をはかるため、学校訪問指導を通し助言等を行う回数 <関連計画・調査：「子ども・子育て未来プラン」>	0校 (20年度)	50校
都市農村交流人口 農村体験交流など、都市農村交流イベントの参加者数 <関連計画・調査：「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」>	563人 (21年度)	900人

6 計画の期間

本計画は、平成24年度から27年度までの4年間を計画期間とします。

「県都『あきた』成長プラン」をはじめとする、本市の他計画と整合性を図りながら、見直しを行っていきます。

毎月19日は「食育の日」

国では、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着をはかるため、毎月19日を「食育の日」と決めました。

また、毎年6月を「食育月間」としており、内閣府主催の全国規模のイベント「食育推進全国大会」を中核に、食育に関連する様々な催し物が全国各地で行われています。

こうした機会を捉え、家庭や学校、職場などで、食育について考えてみましょう。

第2章 計画の基本的方向性

食育を推進するために必要な基本的方向性は、本計画に設けた5つの基本方針に沿って、次のとおりとします。

1 食を通じたコミュニケーション

近年、ライフスタイルの多様化などにより、家族そろって食事をする機会が少なくなりつつあります。また、家庭の食卓でも、家族それぞれの好き嫌いに合わせて別々のメニューが準備される傾向も見られるようになってきました。

家族や友人、地域の人たちと食事を楽しむ機会を積極的にもち、他者との交流の中で正しい食事のマナーや作法、あいさつの習慣を身につけることが、豊かな生活や人間性を育てていくためには重要です。

家族や友人、地域の人たちと、一緒に調理をしたり、食事を楽しむ機会をもちましょう。

食前・食後のあいさつ「いただきます」「ごちそうさま」を習慣にしましょう。

箸の持ち方や配膳等、正しいマナーを身につけましょう。

「孤食」と「個食」

1人で食事をするを「孤食」、また、家族一緒に食卓を囲んでいても、それぞれ自分の好きなものを食べることは「個食」と表し、どちらの「こしょく」も、食に関わる問題として耳にする機会が多くなってきました。

食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会をもつよう心がけましょう。

2 自然の恩恵などへの感謝・環境との調和

日常生活において食べ物が豊富に存在するようになり、また、多くの食材が季節に関係なく手に入るようになった一方で、食料の生産や加工などに直接触れる機会は減少してきています。

こうしたことから、私たちは、自然の恩恵や、農業生産者をはじめとした食に関わる多くの人々への感謝の気持ちが希薄になりつつあり、食べ残しや食品の廃棄などを大量に発生させるようになりました。

様々な体験活動を通じて、生産者と消費者のお互いの顔が見える交流を進めることで、食に対する理解と関心を高め、感謝の気持ちを深めるとともに、自然と共生し、環境への負荷の低減や持続可能な農林漁業の確立に配慮していくことが必要です。

農作業や自然学習会、調理教室など様々な体験活動をとおして、食や、食を育む環境、生産者などへの理解と感謝の気持ちを深めましょう。

食べ残しや食品の廃棄を減らすよう、料理の作りすぎや購入する量に注意しましょう。

世界の食料事情や日本の食料問題など、食に関する話題に目を向けましょう。

「食」とおして「環境」にできること

生産地と消費地が遠くなるほど、輸送にかかるエネルギーは多く必要となり、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量も大きくなります。また、遠距離の輸送に耐えるために、食料を梱包する資材も多く必要となります。

このような点から考えると、地域で生産されたものをその地域で消費しようという「地産地消」は、環境にも配慮した考え方とすることができます。

例えば、買い物にはエコバックを持参する、食品容器のリサイクルに努めるなどのちょっとした心掛けで、環境にやさしい食生活を送りましょう。

3 地域の食文化への理解

地域における伝統や風土と深く結びつくことによって、地域の個性とも言える多彩な食文化や食生活が生み出されてきました。

食は、私たちの精神的な豊かさや生き生きとした暮らしとも密接な関係を有しています。先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に対応した優れた食文化や豊かな味覚を育んでいくことが大切です。

地場産の食材や旬を知り、積極的に食事に取り入れましょう。

家族や地域の人たちと、季節に応じた伝統的な行事食や郷土料理を楽しみましょう。

日本型食生活の良さを見直し、取り入れましょう。

秋田市の農産物をPR

秋田市では、食品加工業や農業生産の拡大、地産地消の推進に取り組んでいます。

その中心となる7種類の野菜（ホウレンソウ、春菊、アスパラガス、ブロッコリー、チンゲンサイ、ネギ、小松菜）は「秋田七野（あきたななや）」として、ロゴやオリジナルキャラクターの作成、加工品の開発等により、市内外へのPRに力を入れていくこととしています。

今後は、ダリアや枝豆、レタスなどの農作物についても、同様の展開をはかっていきます。

「秋田七野」



4 食の安全・安心

食品の安全性が損なわれると、私たちの健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせる恐れがあります。近年、この食品の安全性に対する信頼を低下させるような事件・事故が相次いでいることから、関心も高まっています。

食品を提供する立場にある側がその安全性の確保に万全を期すべきことはもちろん、消費者側においても、食に関する知識への理解を深めるように努め、自らの食を自らの判断で正しく選択していく力を身につける必要があります。

食品の安全性に関する情報を的確に理解・判断するなど、食品を適切に選択する力を身につけましょう。

食品の保存・貯蔵方法や調理方法など、適切な取り扱い方を身につけましょう。

食に関する幅広い意見交換や情報提供、収集に努めましょう。

「消費期限」と「賞味期限」

「消費期限」= 弁当や生菓子など、長く保存ができない食品を、未開封・指定の方法で保存したときに、食べても安全な期限。

「賞味期限」= 缶詰やハム、スナック菓子など、冷蔵や常温で保存がきく食品を、未開封・指定の方法で保存したときに、おいしく食べることができる期限。

どちらも、一度開封したら早めに食べるようにしましょう。

5 望ましい食生活

食は、私たちの健康に密接に関係しています。

しかしながら、ライフスタイルや価値観の多様化など、食を取り巻く環境は大きく変化し、食生活の乱れや栄養バランスの偏りなどによる肥満や生活習慣病の増加、あるいは若い女性の過度のやせ志向などが問題となってきました。

食に関する様々な情報が溢れる一方で、健全な食生活の実現に欠かせない知識や判断力が低下していることが、原因の一つと考えられます。

一人ひとりが栄養のバランスに注意しながら、自分に適した食事を選択し、規則正しい食生活の実践に努めることが求められています。

栄養バランスのとれた食事づくりやメニューの選択を心がけましょう。

自分の適正体重を維持するために、身体活動・運動に見合った適正な食事の量をとりましょう。

規則正しい食生活リズムを心がけ、よく噛んで味わいながら食べましょう。

バランスの良い食事とは？

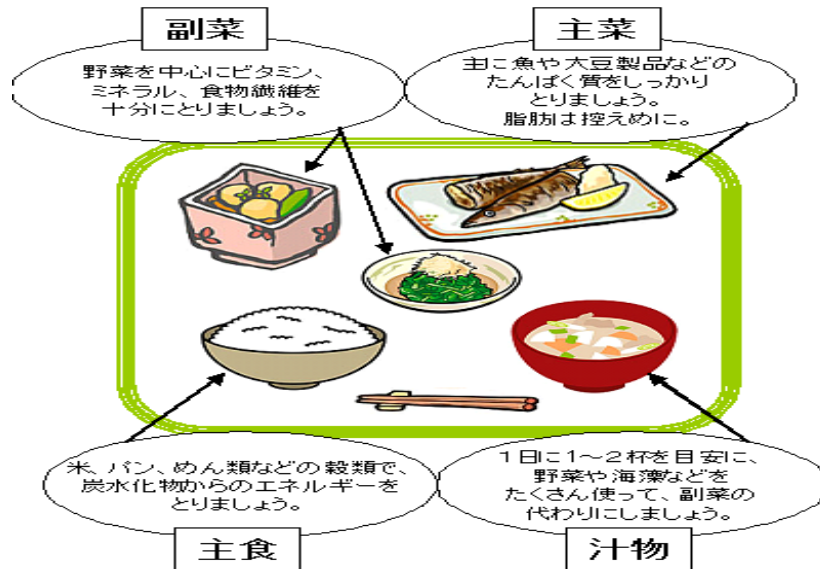
日本の食生活は、主食であるごはんを中心に、魚や大豆、野菜を副食としてきました。これに、畜産物や果実等も加わり、炭水化物・たんぱく質・脂質のバランスがとれた昭和50年頃の食事が、理想的な「日本型食生活」と言われているものです。

この「日本型食生活」は、ごはんなどの穀類を「主食」として、魚や大豆製品、肉等の「主菜」、野菜やいも類、きのこ等を使った「副菜」を組み合わせた「一汁三菜」を意識すると取り組みやすいといわれています。

また、厚生労働省と農林水産省は共同で、1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いのかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」を策定しています。

このようなものも参考にしながら、自分や家族の食生活について考えてみましょう。

参考 「一汁三菜」



参考 食事バランスガイド (厚生労働省・農林水産省決定)



「食事バランスガイド」は、1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いかを、コマをイメージしたイラストで示したものです。コマの軸(中心)は水やお茶などの水分で、コマの上で走っている人は、運動することでコマが安定して回転することを表しています。

性別	エネルギー	主食	副菜	主菜	牛乳・乳製品	果物
男性						
6~9歳	1,400kcal ~2,000kcal	4~5こ	5~6こ	3~4こ	2こ (牛乳も2~4こ)	2こ
70歳以上 身体活動量 低い						
70歳以上 身体活動量 ふつう以上						
10~11歳	2,200kcal ±200kcal	5~7こ	5~6こ	3~5こ	2こ (牛乳も2~4こ)	2こ
12~17歳 18~69歳						
12~17歳 身体活動量 低い						
12~17歳 身体活動量 ふつう以上	2,400kcal ~3,000kcal	6~8こ	6~7こ	4~6こ	2~3こ (牛乳も2~4こ)	2~3こ
女性						
6~11歳						
70歳以上						
12~17歳						
18~69歳						

1日に必要なエネルギーと食事量の目安

身体活動量
「低い」
生活の大部分が座位の場合
「ふつう以上」
座位中心だが、仕事・家事
運動・余暇での歩行や立位
作業を含む場合、または歩
や立位作業が多い場合や活
発な運動習慣を持っている
合

第3章 ライフステージに対応した食育

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するためには、子どもから成人、高齢者に至るまで、そのライフステージに合わせた継続的な取組が必要です。

1 乳幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、生涯にわたる健康づくりの基礎となる時期であり、母親が、妊娠、出産期から望ましい食生活を実践し、健やかに生み育てることが大切です。

この時期は、成長が著しいことから、発達段階に応じた適切な食生活を送るとともに、食事のリズムや食べ方などの基礎的な食習慣を身につけることが重要となります。

また、いろいろな食材を通じて、食に対する興味や関心を高めることも必要です。

時間を決めて、規則正しく食事やおやつ（補食）をとりましょう。

素材の持ち味を大切に、薄味にしましょう。

よく噛んで食べる習慣を身につけましょう。

家族そろって、楽しく食事をとるよう心がけましょう。

食事の基本的な作法やあいさつを身につけましょう。

2 学童期（6～12歳）

小学校に通うこの時期は、食習慣がほぼ定着する時期と言われています。

この時期の食事は、健康な体づくりの基盤となります。また、家族や先生、友人と楽しく会食することは、食べ物の栄養などの基礎知識やマナーを身につけたり、安らぎを得たりすることのできるコミュニケーションの場として重要です。

学校では、望ましい食習慣を育むことができるような指導をするとともに、家庭では家族そろった食事をする中からマナーなどを伝えていくようにします。

朝ごはんは一日の活力源、朝ごはんをしっかり食べましょう。

栄養のバランスを考えて食べましょう。

間食は、質・量・時間を考えてとりましょう。

農業体験などをおして、食にかかわる人々への理解を深め、感謝して食事をいただきましょう。

楽しい食事をおして、マナーや文化を伝えていきましょう。

3 思春期（13～18歳）

心身ともに大きく成長するこの時期は、生涯にわたって健康な生活を送るための体づくりや生活習慣を形成する大切な時期です。

高校生になると、部活動や受験勉強で生活が不規則になりがちであり、給食も無くなることから、偏食や過食等の問題も目立つようになってきます。

学校と家庭が連携し、将来の自立につながるような食事の仕方を教えていくことが大切です。

主食、主菜、副菜を基本に、栄養バランスのよい食事をしましょう。

健康な体づくりのために、牛乳や乳製品を毎日とりましょう。

夜食のとりすぎや偏食・過食に気をつけましょう。

感謝の気持ちで食事をしましょう。

世界の食料事情にも目を向け、食に関する国際感覚や問題意識をもちましょう。

4 青年期（19～39歳）

就職や結婚、出産、子育てなどにより生活が大きく変化し、仕事や家庭での役割や責任を自覚するようになる一方で、生活リズムも不規則になりがちな時期です。

この時期に定着する多くの生活習慣が、肥満やメタボリックシンドロームなどの健康問題へも影響していくと考えられることから、一人ひとりが自分の健康状態を把握し、望ましい食生活を身につける必要があります。

食事と生活のリズムを整えましょう。

自分の健康状態を把握し、適正体重の維持など健康管理に努めましょう。

食生活と健康の関連を知り、食に関する正しい知識を習得しましょう。

食事の量や質を考えた望ましい食生活の実践で、生活習慣病を予防しましょう。

過度の飲酒に注意しましょう。

5 壮年期（40～64歳）

働き盛りを迎え、家庭や地域、仕事における役割に応じたライフスタイルを構築するなど社会的に充実した時期ですが、過労やストレスを感じることも多くなります。

また、運動量や基礎代謝が低下していくため、摂取カロリーが変わらなくても脂肪の蓄積や体重の増加がしやすくなることもあり、生活習慣病が心配な時期でもあります。

脂肪や塩分のとりすぎに注意し、生活習慣病を予防しましょう。

食事は腹八分目を心がけ、よく噛んでゆっくり食べましょう。

日本の食文化や地域の郷土料理に目を向け直してみましょう。

塩分を減らす工夫

食事の塩分を減らそうとすると、初めのうちは料理の味付けが薄く感じられ、物足りないという方も多いかもしれませんが、味覚は食習慣が大きく関わっているため、薄味に慣れてくると素材本来の味を楽しめるようになります。

例えば、酢やレモンで酸味を加える、しょうがやごまなどの香りの良い食品を取り入れることなどで、少ない塩分でも食事を楽しむことができます。

塩分の多い漬け物や塩蔵品（塩魚、練り製品など）を控えるほかにも、自分に合った減塩方法で、楽しく、おいしく食事をとれる工夫をしてみましょう。

6 高齢期（65歳以上）

老化にともない、様々な身体的変化が現れます。食べ物を噛む力や、吸収した栄養素を処理する機能が弱まってくるため、柔らかいものや消化の良い食べ物を選ぶようになることで、栄養不足になることがあります。

また、1人暮らしや心身の衰えによる外出の減少など、生活環境の変化により、食欲低下や欠食などが続きやすい時期でもあります。

毎日の生活を楽しむために、日常生活の機能を維持する健康づくりが必要です。

また、郷土の文化や伝統食などについて豊富な経験や知識をもっていることから、これを伝承していくためにも、地域の人々との交流の機会をもつことが必要です。

低栄養や偏った食事にならないよう、栄養バランスがとれた食事を心がけましょう。

食事を楽しむためにも、口腔ケアの知識を深めて口腔機能の維持に努めましょう。

健康状態や体調に合わせて食事の内容や調理の方法を工夫しましょう。

地域の郷土料理などを次の世代に伝えましょう。

第4章 食育推進の取組

食育の推進にあたっては、家庭や学校、地域などあらゆる関係者の連携が必要です。それぞれが行っている取組同士のつながりや、別の分野からの視点なども意識しながら、効果的な推進を目指します。

1 家庭における食育の推進

家庭は、食に関する知識やマナー、伝統などを身につける中心となる場です。また、子どものときからバランスのとれた正しい食生活を送ることは、将来にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。

家族そろっての食事を楽しみながら、食の大切さや望ましい食習慣を理解・習得し、健全な食生活を実践できるように食育を推進します。

家族が食に関する正しい知識をもち、子どもの頃から基礎的な食習慣を身につけることができるようにします。

家族そろっての食事や調理、お手伝いなど、コミュニケーションをはかりながら、食の大切さや食事に関するマナーを学びます。

<関連する本市の取組>

- ・妊産婦や、乳幼児をもつ保護者を対象とした各種講座を開催し、妊娠中や産後、および子どもの望ましい食習慣が身につくよう支援します。
- ・公民館や学習センターでは、親子で参加する料理教室などの実施をとおして食に関する様々な知識や情報を提供し、家族みんなで食を考える契機とします。

2 保育所、学校などにおける食育の推進

望ましい食習慣と豊かな人間性を育むため、保育所や学校などは、子どもたちへの食育を進める上で大きな役割を担っています。また、子どもへの食育はその保護者などを通じて、家庭での食育へも良い影響を与えることが期待できます。

毎日の給食や家庭科などの学習をとおして、子どもたちが食に関心をもち、楽しみながら正しい知識やマナーを身につけることができるように、食育を推進します。

学校給食や様々な学習活動をとおして、食に関する知識やマナーを教えます。

農業体験や郷土をテーマとした学習をとおして、食の大切さや地域の食文化を伝えます。

保護者との連携や情報提供等により、食育の普及啓発をはかります。

<関連する本市の取組>

- ・ 公立保育所では、紙芝居やカード等を活用して、子どもたちが楽しみながら栄養や食の大切さを学べるように工夫したり、野菜の栽培や収穫、調理体験などにより、命の大切さや感謝の気持ちを伝えていきます。また、「給食だよ」を活用し、保護者へ情報提供を行っています。
- ・ 小中学校の給食に地場産物や郷土料理を取り入れ、食事をとおして子どもたちにふるさと秋田の食の豊かさを体験させ、郷土愛を育てていきます。
- ・ 教職員を対象とする研修会や担当指導主事による学校訪問を実施し、食育の目標や具体的な取組への理解を深めていきます。
- ・ 栄養教諭などの専門的な知識を有する教職員を活用した食に関する指導を進めます。

3 地域における食育の推進

地域では、家庭や学校、行政などのほか、農林漁業や食品の製造、販売に携わる人や団体、保健・医療機関など、様々な関係者がそれぞれの立場から食育に取り組んでいます。

こうした関係者が、自分の役割を認識するとともに、お互いの関係性にも理解を深め、連携しながら食育を推進していくことが大切になってきます。

個々の取組がつながって、点から線、面へと広がっていくように、情報や機会の提供等に努めます。

農業体験や地産地消による調理体験、地域の食文化にふれる機会などを提供します。

健診、健康相談、各種教室など様々な機会をとおして、食育に関する情報提供を行います。

<関連する本市の取組>

- ・各ライフステージに応じた食生活に関する情報提供や個別相談等を行い、生活習慣病予防など健康に関する知識の普及啓発をはかっています。
- ・飲食店等において、外食や市販料理に関する情報を提供できるよう、栄養成分表示等による食の環境整備に取り組んでいます。

4 本市の主な取組

本市で行っている食育に関連する主な取組を、5つの基本方針に沿って分類すると、次のようになります。

今後は連携を取り合い、効果的に取組を進めて行く必要があります。

(取組は平成23年度において実施されているものです。)

～ 5つの基本方針で分類した本市の主な取組（平成23年度）～

1 食を通じたコミュニケーション

担当課所室	取組の内容
子ども未来センター	キッズクッキング講座
	幼児期からの調理体験をとおして様々な食品に興味をもたせ、食事づくりの楽しさを実感する食育
農林総務課	農業体験学習推進対策事業
	小学生を対象とした、農業体験を通じた「食」、「農」、「環境」についての食農の教育推進による農業・農村の魅力とその役割についての理解促進、また、保育所・地域PTA・サークルなどを対象とした、市民農園や体験学習館を活用した食育活動の展開
農業農村振興課	あきた市民農楽校開設事業
	農業の振興を市民全体の課題ととらえ、市民（生産者、消費者）が農と食について共通認識のもとに学ぶセミナーを開設し、これからの農業を考える機会を創出

2 自然の恩恵などへの感謝・環境との調和

担当課所室	取組の内容
農業農村振興課	<p>地産地消推進事業</p> <p>-----</p> <p>直売活動を主とした市内産農畜産物のPR、学校給食への市内産農産物の供給拡大、生産者・消費者との交流などによる「地産地消」の推進</p>
	<p>あきた市民農楽校開設事業（再掲）</p> <p>-----</p> <p>農業の振興を市民全体の課題ととらえ、市民（生産者、消費者）が農と食について共通認識のもとに学ぶセミナーを開設し、これからの農業を考える機会を創出</p>
	<p>農村資源活用促進経費</p> <p>-----</p> <p>農村の暮らしを体験し、農村のもつ魅力や癒しを活用した都市住民との交流を図るための受け入れ農家（団体）の確保や自然体などの体験メニューの企画・研究や、本市がもつ豊かな自然環境や農林水産資源などの有効活用と農山村地域の活性化を図るためにグリーン・ツーリズムを促進するコーディネーターの育成</p>
	<p>田んぼのすまこ</p> <p>-----</p> <p>田んぼの一角のオーナーになった方に、一連の秋作業、手刈り、はさ掛け、脱穀、籾すりを生産農家が指導</p>
学校教育課	<p>まるごと秋田を食べよう給食</p> <p>-----</p> <p>地場産物や郷土料理を学校給食に取り入れることにより、子どもたちにふるさと秋田の食の豊かさを食事をとおして体験させるとともに、保護者へも便りを配付し、地場産物を使用する意義を啓発</p>

3 地域の食文化への理解

担当課所室	取組の内容
農業農村振興課	<p>あきた市民農楽校開設事業（再掲）</p> <p>-----</p> <p>農業の振興を市民全体の課題ととらえ、市民（生産者、消費者）が農と食について共通認識のもとに学ぶセミナーを開設し、これからの農業を考える機会を創出</p>
学校教育課	<p>食から秋田を知ろう～秋田市民市場を活用して～</p> <p>-----</p> <p>秋田市民市場を活用し、食材の購入や調理などの体験活動をとおして、秋田の食の豊かさを気づかせ、健全な食生活を営む力を育む食育</p>

4 食の安全・安心

担当課所室	取組の内容
衛生検査課	食品衛生に関する講習会・情報提供
	講習会や講演会の開催、ホームページや広報誌の活用による、正しい食品衛生知識の普及啓発
子ども育成課	地域子育て支援事業「アレルギーわいわい談義」
	保育所児童のアレルギーに関する悩みをもつ保護者の情報交換・仲間づくりによる不安の軽減
農業農村振興課	あきた市民農楽校開設事業（再掲）
	農業の振興を市民全体の課題ととらえ、市民（生産者、消費者）が農と食について共通認識のもとに学ぶセミナーを開設し、これからの農業を考える機会を創出

5 望ましい食生活

担当課所室	取組の内容
介護・高齢福祉課	通所型介護予防事業（栄養改善プログラム）
	デイサービスセンター等で、低栄養状態になるおそれのある高齢者が状態改善できるよう支援
保健総務課	訪問型介護予防事業（栄養改善プログラム）
	低栄養状態になるおそれのある高齢者が、状態改善できるよう居宅を訪問し支援
保健総務課	健康あきた市21計画
	健康づくり運動の普及啓発に努めるとともに、生活習慣の改善に対する個人の自主的な取組を地域全体で支援する体制を構築
保健総務課	食の環境づくり推進事業
	登録基準（栄養成分表示等）を満たした飲食店等を、食の健康づくり応援店として登録し、市民が外食料理や市販料理に関する情報を身近に活用できるよう食の環境を整備することにより、市民の健康づくりを推進
保健予防課	ビューティスリムクラス
	バランスのとれた食生活および運動習慣についての講話と実技により、女性の健康づくりを支援
保健予防課	栄養改善学級
	講話や調理実習等をとおして、望ましい食習慣および生活習慣の確立を支援

担当課所室	取組の内容
保健予防課	健康と栄養講話会
	講話や調理実習等をととして、高齢者が望ましい食生活ができるよう支援
	歯科健康講話会
	口腔機能について理解し、積極的に口腔の健康づくりに取り組むことができるよう支援
子ども育成課	地域子育て支援事業「ママがつくる給食」
	保育所のバランスのとれた給食を紹介し、食育への関心を育成
	食育講座
	児童の望ましい食生活習慣の大切さについて理解促進
子ども健康課	マタニティ食生活講座
	妊婦の望ましい食習慣に関する知識の普及および栄養指導の充実
	幼児食教室
	幼児期の望ましい食習慣に関する知識の普及および栄養指導の充実
	離乳食教室
	乳児期の発達段階に応じた離乳食の進め方に関する知識の普及および栄養指導の充実
	むし歯予防教室
	幼児のむし歯予防のための望ましい食習慣に関する知識の普及啓発
教育研究所	秋田市教職員食育研修会
	食育を推進するための教諭等の資質や能力の向上

資料編

食育基本法（平成17年法律第63号）最終改正：平成21年6月5日法律第49号

前文

第一章 総則（第一条 第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条 第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条 第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条 第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本

となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、

国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽

しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

秋田市食育推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第一条 食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき、秋田市食育推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、秋田市食育推進計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画のための調査および研究に関すること
- (3) その他食育の推進に関すること

(組織)

第三条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にあるものをもって充てる。

委員長 企画調整課長

副委員長 保健総務課長

委員 障がい福祉課長、介護・高齢福祉課長、保健予防課長、子ども育成課長、子ども健康課長、農林総務課長、農業農村振興課長、学事課長、学校教育課長

(委員長および副委員長)

第四条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、秋田市食育推進計画の策定に係る所定の事務が終了した日限り、その効力を失う。

秋田市食育推進計画
～元気なあきたは食事から～

発行：平成24年3月

編集・発行：秋田市企画財政部企画調整課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018(866)2032

